○農林水産省告示第二千五百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　岐阜県山県市大字伊佐美字西出一一七九の一・一一八二の一・一一九五の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、柿野字高山一三二七の五、一三三九の三の一から一三三九の三の六まで、一三三九の一〇、一三三九の四九、字米野一五八六の一、一五九〇の一から一五九〇の四まで、葛原字見池五〇四九、五〇七六、字尾並海津二七一三の一、二七一四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　岐阜県飛騨市古川町数河字種村山二九七の一、二九七の二、二九八の一、字神田野七一〇の一、字出ケ谷九五二の一、九五三の一、一〇一九の一、一〇二〇の一、一〇二〇の三、一〇二〇の四、一〇二一の一、一〇二一の二、一〇二一の四、一〇二八、一〇二九の一から一〇二九の四まで、古川町寺地字下ノ平八二二の八、大垣市上石津町一之瀬字多仁三二八の四、三二八の五、三五一、三五四、養老郡養老町沢田字吉谷一〇七六、一〇七七、一〇七八の一、字堂谷一一三三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁並びに関係市役所及び養老町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　岐阜県恵那市明智町横通字向洞一一九八の二、一二〇四、一二〇八の一九、一二〇八の二〇、一二〇九の一、一二〇九の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月十一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県佐久市小宮山字伴野城根五九四の一五・前山字洞源一三六一の四八・南佐久郡佐久穂町大字畑一九四二の六（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁並びに佐久市役所及び佐久穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十二月十一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　香川県三豊市財田町財田中字道手五一二三の四五、五一二三の六四、五一二三の七八、五一二六の一四四から五一二六の一六四まで、財田町財田上字南谷七六一四の一、七六一四の二、七六一五、七六五六の一、七六五六の二、七六六一の一から七六六一の四まで、字牛磐七六六六の七、七六六六の一〇から七六六六の一三まで、七六六六の一七から七六六六の二〇まで、七六六六の二七から七六六六の三三まで、字板橋七六六六七の一、七六六七の三から七六六七の一〇まで、観音寺市大野原町海老済字岩谷乙一九、乙二〇の一、乙二〇の二、乙二一の二、乙二二から乙二五まで、乙二六の一、乙二六の二、字竹ノ元三四四、三四五、三五一の一、三五一の二、六九三から六九五まで、小豆郡土庄町小部字中段乙四八一、字巌岨山乙八二八の一、乙八二八の三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県庁並びに関係市役所及び土庄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十四年十二月十一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安施設地区の所在場所　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一一号までを順次結んだ線及び標柱一一号と標柱一一号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）　香川県東かがわ市水主一六三一の一、一六三一の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　三年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県庁及び東かがわ市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千四百二十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更の認可をしたので、第七十一条の三第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年十二月十一日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成二十一年四月二十七日から平成三十三年三月三十一日まで

三　施行地区　大阪府吹田市片山町一丁目、天道町、芝田町、岸部中一丁目、岸部中二丁目、岸部中三丁目、岸部中四丁目及び岸部中五丁目の各一部

大阪府摂津市千里丘二丁目、千里丘三丁目、千里丘四丁目及び千里丘七丁目の各一部

四　土地区画整理事業の名称　北部大阪都市計画事業吹田操車場跡地土地区画整理事業

五　事務所の所在地　大阪府吹田市内本町三丁目二十六番二十九号

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成二十一年四月二十七日

七　施行規程及び事業計画の変更認可の年月日　平成二十四年十二月十一日